

第一回 特別支援学校（主に高等部）における
消費者教育の在り方に関する意見交換会 資料

資料 4

若年者向け消費者教育の あり方と重要性

鳴門教育大学 准教授 坂本有芳

消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス客員主任研究官

消費生活とは ⇔ 自給自足

人々が**他者によって作られた商品やサービス**を、**金銭**を介して**購入**し、それらを利用しながら日々の生活を営むこと。

他者によって作られたものである

- 何がどう作られたのかが分からない。
- 購入する物・サービスの情報を、適切に手に入れて判断する必要がある。

金銭を使うことが必要である

- お金がなければ、必要なものが手に入らない。
- お金を適切に使うことが基本となる。

購入という行動が必要である

- 他者との取引である
- 取引のルールを理解する必要がある。

消費者教育とは

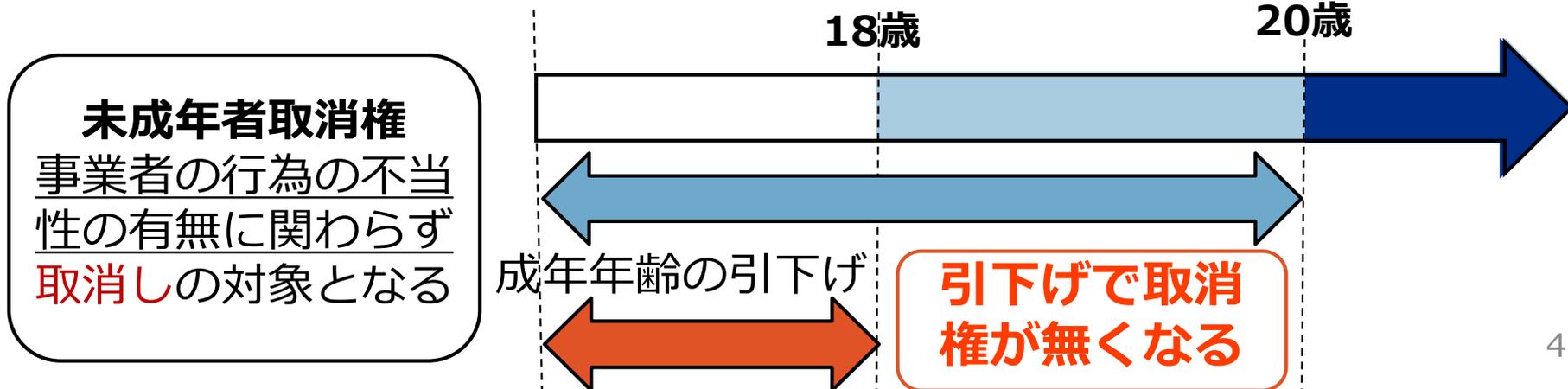
- 消費生活に関する適切な知識を身につける。
- 日常生活での実践に結びつけることのできる能力を育む。
- 具体例
 - 他者によって作られた物を使う
 - ➔ 安全・安心の確保, 商品に関する情報収集
 - ・食品表示や製品安全に関する表示の理解, 情報収集
 - ・製品やサービスに関する情報収集・整理のしかた
 - ・原材料や製造過程は, 環境や人権に配慮したものか
 - お金を使うことが必要である
 - ➔ 適切な金銭管理, 多様化する支払い方法の理解
 - 買うという行動: 他者との取引が必要
 - ➔ 契約の知識, トラブル防止、トラブルへの対処

成年年齢の引き下げ

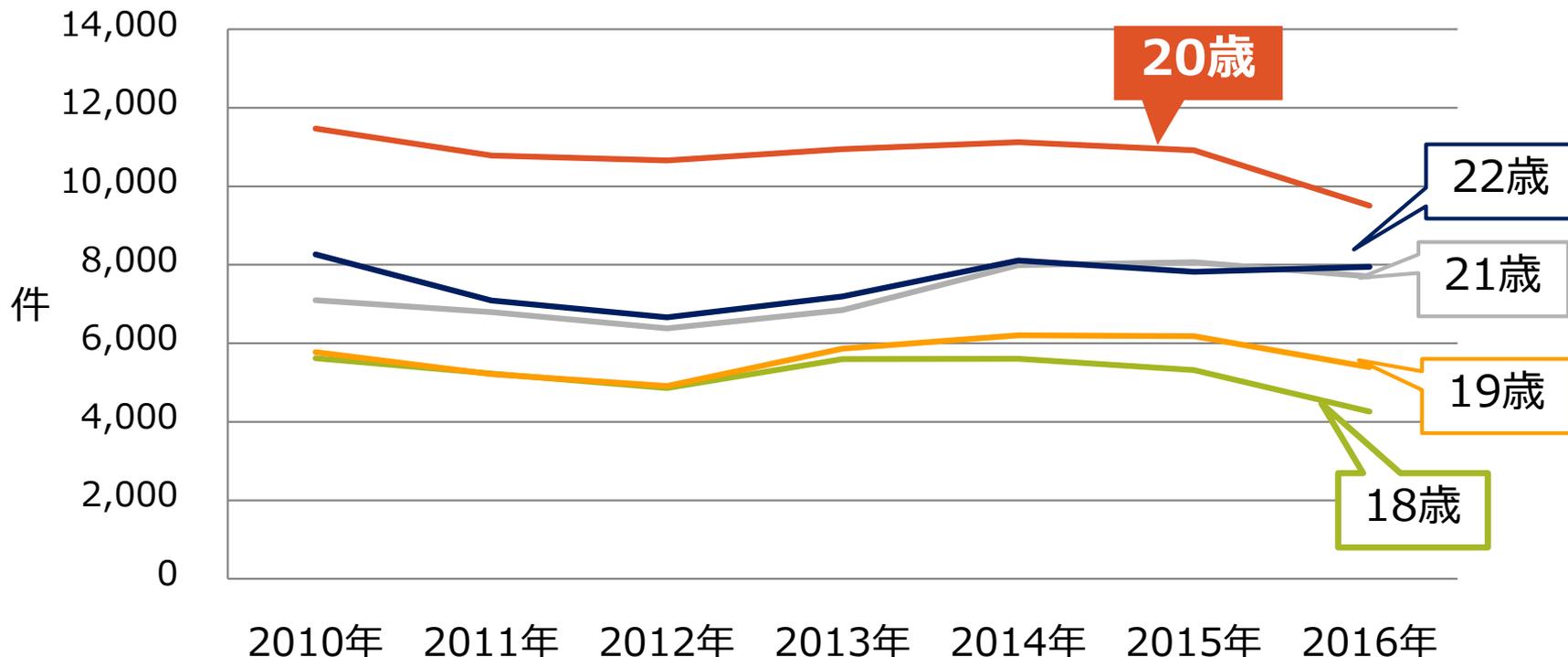
成年年齢の意味

- ▶ 一人で有効な契約をすることができる年齢
 - ▶ 父母の同意を得ずに契約することができない
 - お小遣いの範囲で買い物をするといった場合以外
 - ▶ 父母の同意のない契約は、取り消すことができる（未成年者取消権）
- ▶ 父母の親権に服することがなくなる年齢

➡ **民法の一部を改正する法律により、20歳から18歳に**



契約当事者が18～22歳による相談件数の推移



全国消費生活ネットワークシステム (PIO-NET)より

- 20歳の若者の相談件数は、前後の年齢と比べて突出して多い。
- 成年直後の若者をねらう悪質な事業者とのトラブルが報告される。
- 成年になると、副業や借金、美容に関する相談が多く寄せられる。

成年年齢が変わるタイミング

- 18歳成人は2022年4月からスタート
- 18歳の誕生日が成年になるのは新中3
- **新高1,高2も20歳より前に成人となる**

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2004年4月2日以降生まれ (新中3以降)	18歳の誕生日	18歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ (新高1)	2022年4月1日	18歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ (新高2)	2022年4月1日	19歳
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳

小学校家庭科での消費者教育の充実

学習指導要領の改訂（2020年度全面実施）

- **買い物の仕組み，売買契約の基礎**
- 物や金銭の使い方と買い物、**消費者の役割**
- 物や金銭の大切さ、計画的な使い方
- 身近な物の選び方、買い方
- 自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方



**小学校で「売買契約の基礎」「消費者の役割」など、
社会における責任ある消費行動について学ぶように。**

中学校家庭科での消費者教育の充実

中学校技術・家庭科（家庭分野）学習指導要領の改訂
（2021年度全面実施）

- 購入方法や支払い方法の特徴
- **計画的な金銭管理の必要性**
- **クレジットなどの三者間契約・売買契約の仕組み**
- **消費者被害の背景とその対応**
- 物資・サービスの選択，必要な情報の活用
- 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響
- **自立した消費者として責任ある消費行動**
- 環境に配慮した消費生活の実践

基本的な内容は全て中学校で学ぶことに

高等学校家庭科での消費者教育の充実

学習指導要領の改訂（2022年度全面実施）

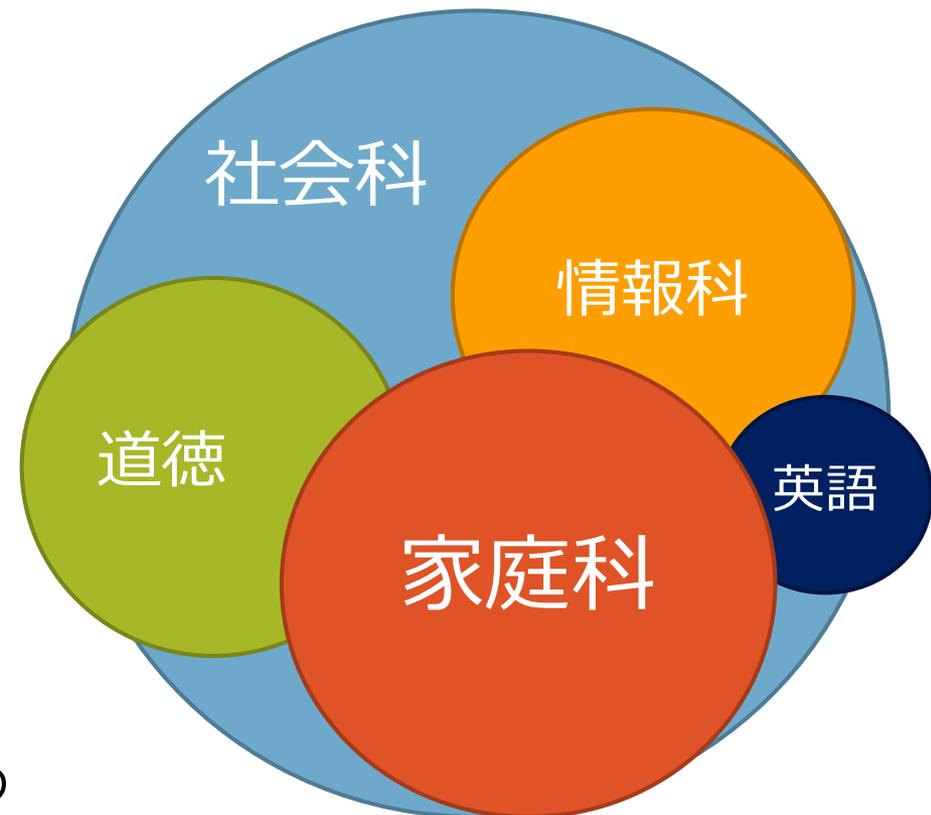
- 成年年齢引き下げへの対応
 - 売買契約の他に**多様な契約**があることを理解する
 - 特に未成年・成年の法律上の責任の違い（**未成年者取消権の有無**）について理解できるようにする
 - **消費者被害の未然防止の重要性**について理解できるようにする
 - **契約の重要性**
 - 契約が発生すると互いに権利と義務が発生し、どちらか**一方の都合でやめることはできないこと**
 - 事業者と消費者の間の格差是正ために消費者支援・消費者保護があること
 - 一方的に契約をやめることができる制度があることなど具体的な救済方法について

**契約に関する内容が詳細に
より実践的で課題解決型の学習に**

学校教育における消費者教育

消費者教育とは

- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける**実践的能力の育成**
- ➔ 主に担うのは家庭科
- 社会科で基盤となる知識を
 - 契約の重要性, 金融の仕組みや役割, 消費者行政
- 情報科：情報リテラシー, 利用のモラルやルール
- 道徳：節度・節制, 法の意義の理解, 権利と義務
- 英語・読解やヒアリング教材



大学生・大学院生を対象とした Webアンケート調査の概要

	鳴門教育大学	全国
対象者	鳴門教育大学に在籍する学部生・大学院生	オンライン調査会社のモニターに登録する全国の大学生・大学院生
標本抽出	全数調査	モニター登録者のうち大学生・大学院生全員
配布回収方法	全学生宛に配信した電子メールによりアンケートサイトのURLを告知。	調査会社より対象者にアンケートURLを告知
調査期間	平成30年2月	平成31年2月
有効回答数（率）	159名（15.0%）	200名（6.0%）
	359名（12.7%）	
配布数	1,063名	3,509名

12問のクイズ

消費者が主役の社会へ

今まで気付かなかった
お店や会社が
たくさんある!

さあ、**街**を眺めてクイズに挑戦!

自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

消費者
市民社会

有料老人ホーム

携帯ショップ

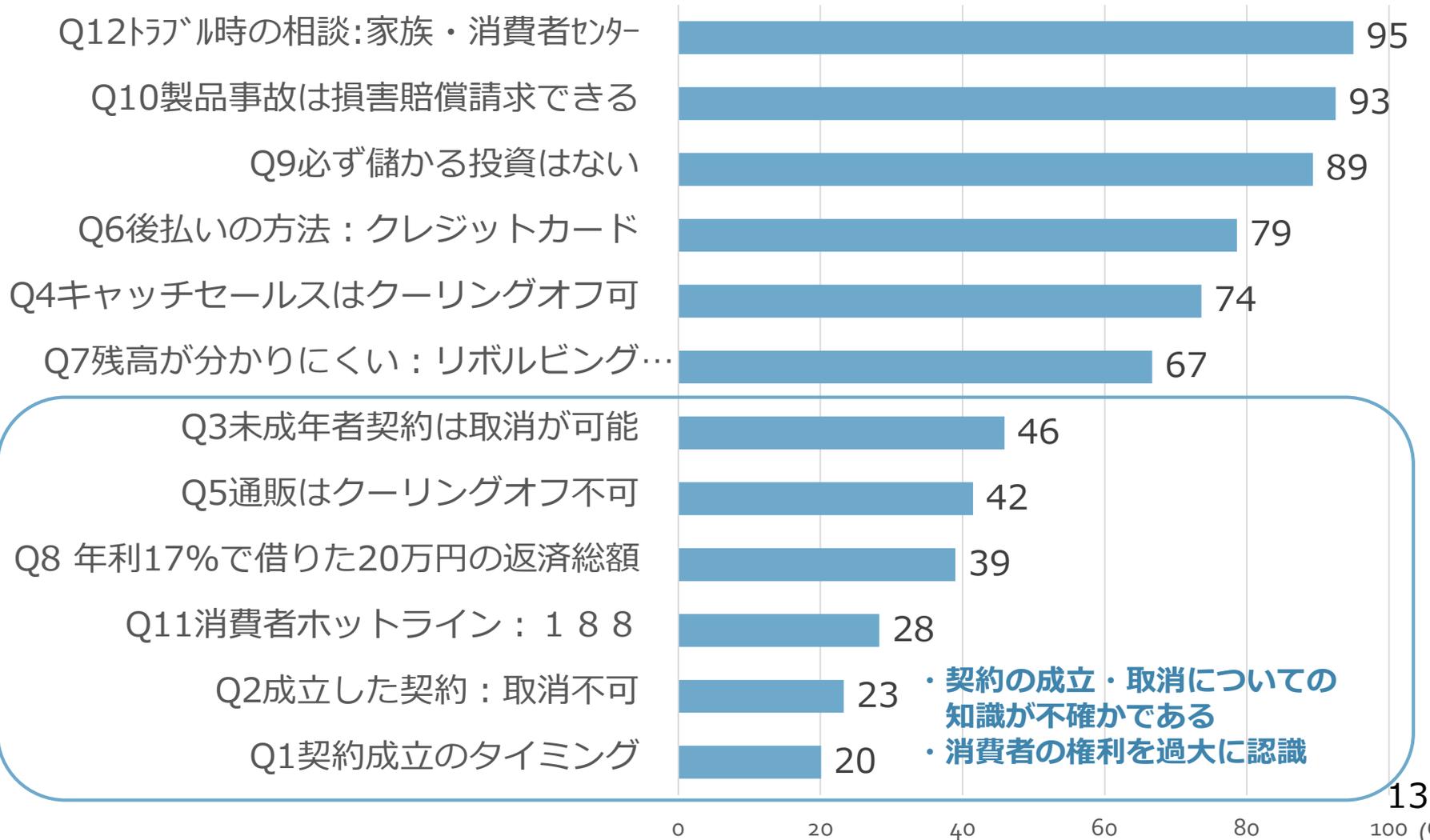
1. 冊子で学ぶ内容の全体像を示す。
2. 高校生が普段暮らす街の風景を配して、契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。
3. 三者択一による12のクイズを考えることで、基本的な知識の理解の習得と確認ができる。

「自分のこと」
としての認識を
うながす

クイズの選択肢
自体が解答を考
えるヒント

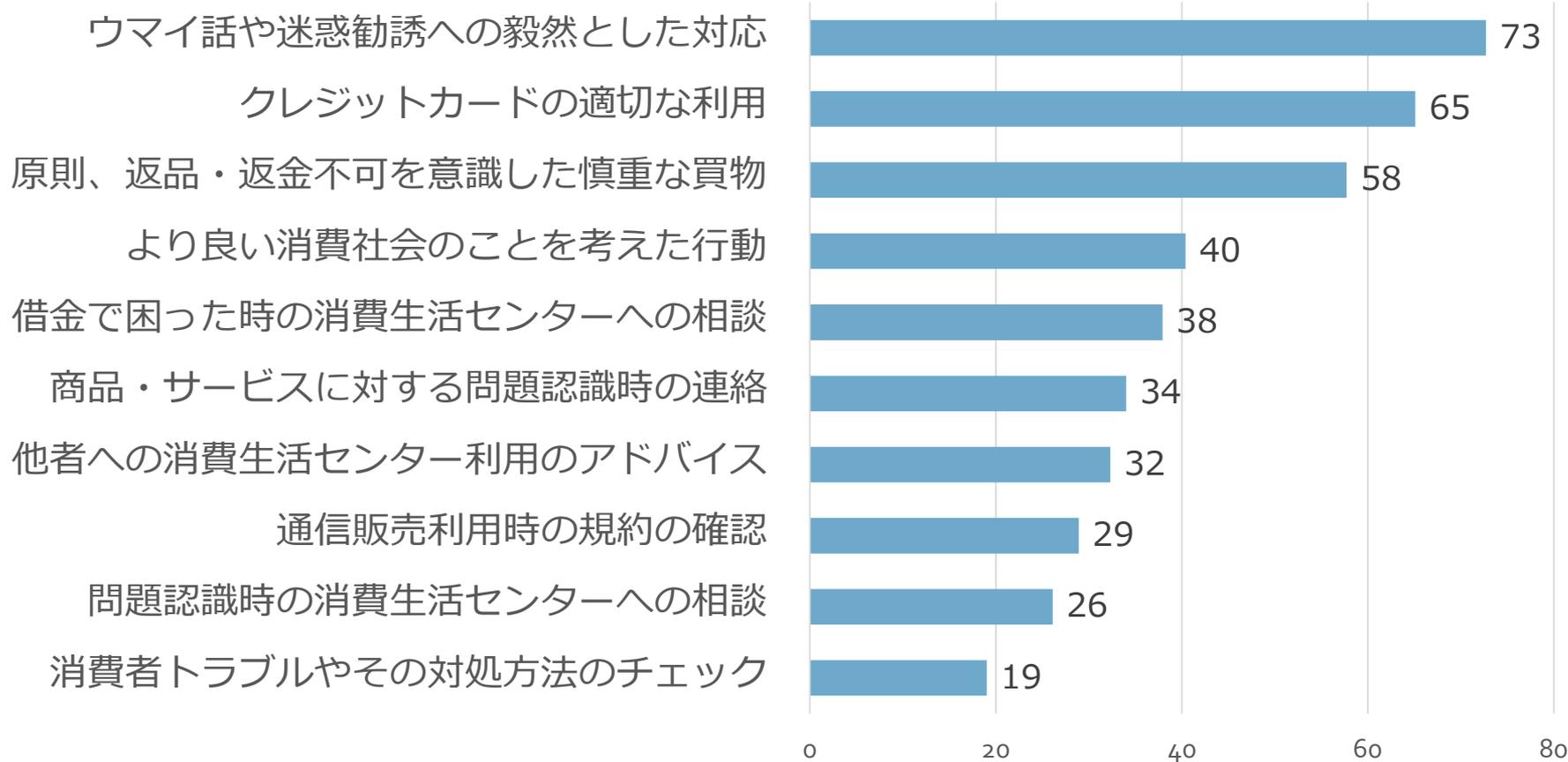
消費生活に関する知識（大学生）

12問のクイズの平均正答率（n=359）



自立した消費者としての意識（大学生）

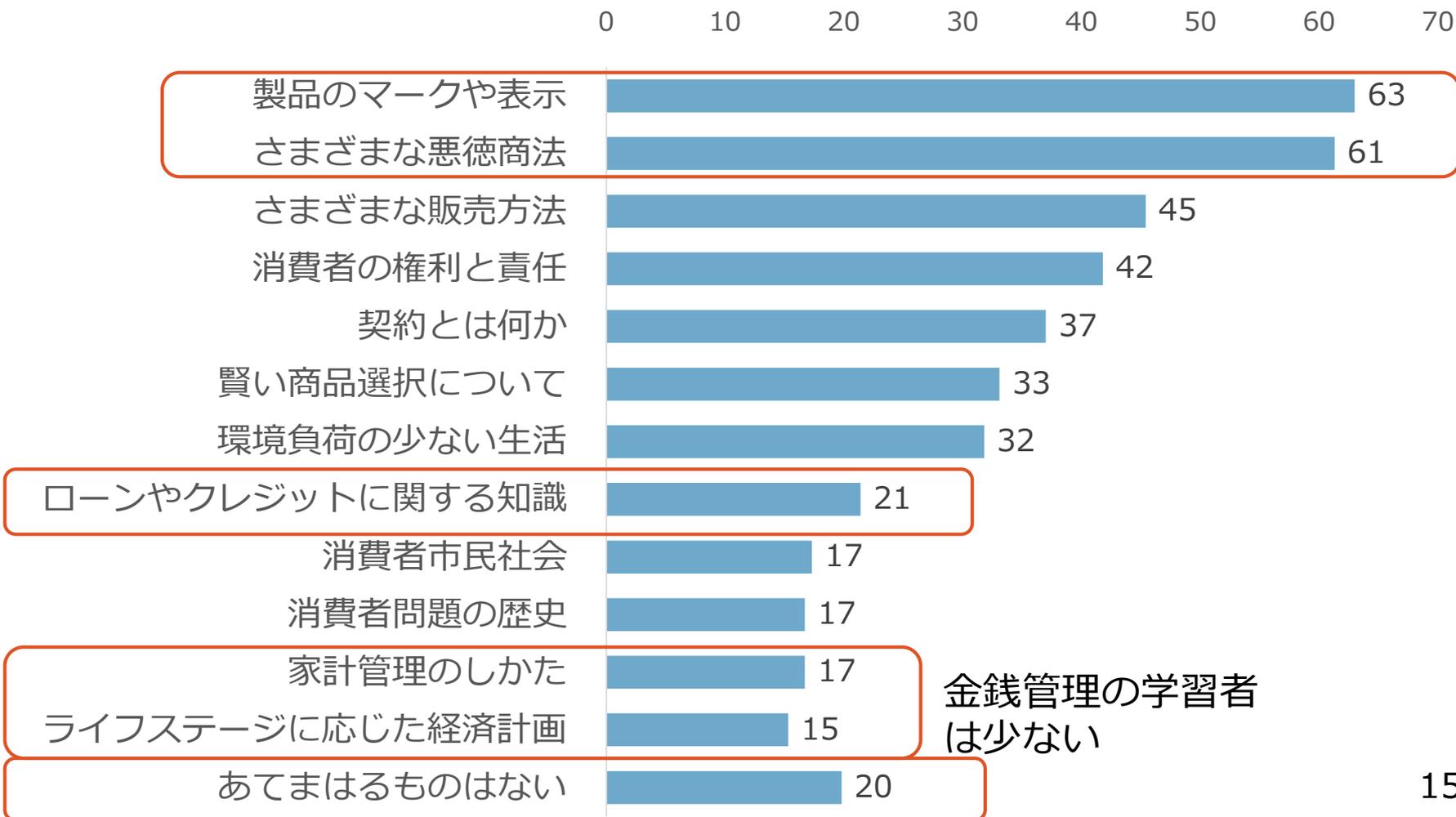
基本はまあまあだが、社会とのつながりに対する意識が希薄



「全くできない」「あまりできない」「どちらともいえない」
「少しはできる」「まあまあできる」「必ずできる」の6択のうち、
「まあまあできる」+「必ずできる」の合計割合

高校までに受けた消費者教育(大学生)

表示や悪徳商法は6割以上が学習、「ない」が約2割



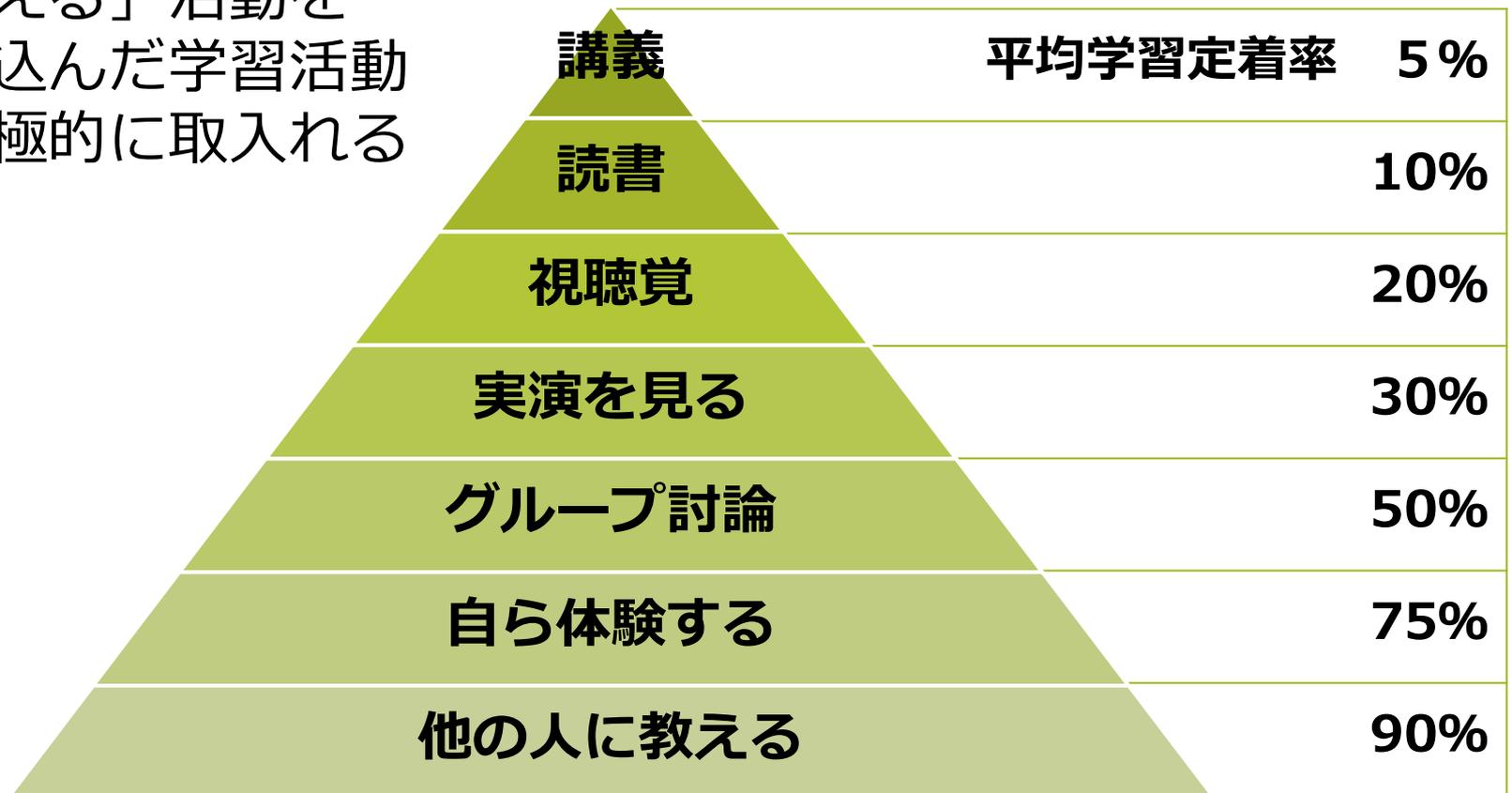
調査結果より

- もう少し知識の徹底を図りたいもの
 - 成立した契約は、原則やめられないこと
 - 消費生活相談が「188」であること
 - 借金の返済総額が意外に高額になること
- 全般的に言えそうなこと
 - 消費者の権利についての認識はある
(損害賠償請求、クーリングオフ)
 - 契約には責任が伴うという意識を高める必要がある
 - 契約前に必要性や相手の信頼性など慎重に考える
 - 自分の金銭でやり繰りできるか考える
 - 迷惑な勧誘を断るなど基本的な自立意識はある
 - 問題時の相談、規約の確認、トラブルのチェック等、積極的な行動が課題

いかに教えるか

「討論」「体験」
「教える」活動を
組み込んだ学習活動
を積極的に取入れる

ラーニングピラミッド：
定着しやすい学習方法



多面的に自ら考え行動する 消費者の育成

知識は大切ではあるが、知識だけでは不十分。

- 様々な情報や他人に流されず、自らの消費行動について考える。
- 生活資源（物やお金）の有限性に向き合い、有効活用する。
- 自らの消費行動が社会との関わりをもつことを自覚する。



**具体的な事例に即しながら、
多面的に考え、自分で判断する**